「東境市民館」・「ふれあい館」 利用のきまり

利用施設 集会室・会議室・和室1・和室2

利用時間 午前の部 午前9時~午前12時

午後の部 午後1時~午後5時

夜間の部 午後6時~午後9時30分

休館日 年末年始の休館日 (12月29日~1月4日)・修理日・特に指定した日

申込方法 (1) 利用日の2ヶ月前から7日前までを原則として、受付日は毎週火、木、土、曜日に市民館で申込みできます。

- (2) 申込み受付け時間は受付日の午前9時から午前12時までとします
- (3) 申込みは所定の利用申込書に規定の維持協力費の納付により利用 許可書を発行します。
- (4) 電話での申し込みは受け付けしません。

利用制限 次の事項に該当する場合は利用を制限する。

- (1) 連続して3日、こえないこと。
- (2) 基本的には東境地区住民の申込を優先します。従って地区以外の利用を制限することがあります。
- (3) 営利を伴った利用はできません。
- (4) 風紀、公安、公益を害する恐れのあるとき、又は管理上支障が有ると 思われたときは、利用を取り消す事がある。
- (5) 酒席を主とした集会の場合。
- (6) そのほか特別な理由が生じたとき(選挙関係等)
- (7) 冠婚葬祭にも利用できます。但し制限があります。

利用方法

- (1) 利用に際しては、必ず許可書を提示する。
- (2) 必要な準備があれば許可時間以内で準備ください。後片付けも許可時間以内でおこなってください。
- (3) 入場人員は、収容定員を超えないでください。
- (4) 利用状況を利用記録表に記載し提出する。

利用上の注意(1) 備品を館外に持ち出したり、勝手に動かしたり、借りていない部屋へ立ち入ったりすることは、禁止です。

(2) 大きな音を出したり、走り回るなど、皆の迷惑にならない様にしましょう。

1 各部屋の維持協力費

単位:円

利用施設		市民館		ふれあい館	
区分	1階集会室	2階会議室	和室	1階集会室	2階集会室
午 前	700	500	600	700	700
午 後	1000	500	600	1000	1000
夜間	1000	500	600	1000	1000
カラオケ	1000			1000	
放送設備	500			500	
ガス設備			300		300
	1日通して利用の場合		1日通して利用の場合		
備考	1階集会室	2000		1、2階集会室	各2000
	カラオケ	20	00	カラオケ	2000

※ 和室の維持協力費600円で、和室1・2共使用可

[午前] 午前9時~午前12時 [午後] 午後1時~午後5時 [夜間] 午後6時~午後9時30分

2 その他の維持協力費

(1)	カラオケ設備	利用単位毎に	1000円
	1日通して利用の場合		2000円
(2)	冷暖房費 コイン式	1単位(1時間)	100円
(3)	放送設備	利用時間毎に	500円
(4)	ガス設備	利用時間毎に	300円
(5)	コピー使用料	1枚(含む紙代)	10円

- 3 他の地区団体等が利用する場合は、上記料金の2倍を徴収する。
- 4 次の項目に該当する場合は、維持協力費を免除する。
 - (1) 東境地区・東境地区公民館・東境婦人会役員会・東境子ども会役員会 東光クラブ役員会
 - (2) その他、運営委員会が、特に認めた場合
- 5 利用料の返却
 - (1) 利用日の3日までの利用辞退は利用料を返却する。
 - (2) 災害等により利用できない場合は利用料を返却する、
- ※ 平成23年4月1日 維持協力費と申込受付の変更に伴う改訂 平成26年8月1日 利用料返却規定を追加する。